

議第117号

**県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて**

上記の議案を提出する。

平成31年 3 月11日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第 109 号）第27条第 2 項の規定に基づき、平成30年度において県の
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決
を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
補助林道事業	長浜市	250,000	△ 69,000	181,000
	米原市	3,123,000	△ 436,000	2,687,000
	計	3,373,000	△ 505,000	2,868,000
県営農道整備事業	彦根市	31,100,000	△ 6,152,000	24,948,000
	甲賀市	356,000	△ 46,000	310,000
	計	31,456,000	△ 6,198,000	25,258,000
県営みずすまし事業	東近江市	3,960,000	5,322,000	9,282,000
	計	3,960,000	5,322,000	9,282,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	5,189,000	△ 1,643,000	3,546,000
	計	5,189,000	△ 1,643,000	3,546,000
県営農地防災事業	近江八幡市	4,000,000	13,080,000	17,080,000
	高島市	511,000	△ 36,000	475,000
	計	4,511,000	13,044,000	17,555,000
単独道路改築事業	大津市	60,100,000	12,626,657	72,726,657
	彦根市	6,420,000	△ 2,920,244	3,499,756
	長浜市	18,033,900	3,537,134	21,571,034
	近江八幡市	10,950,000	6,972,450	17,922,450
	草津市	53,120,000	△ 41,277,668	11,842,332

議第117号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第117号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	守山市	16,412,600 ^円	△ 1,089,083 ^円	15,323,517 ^円
	栗東市	9,200,000	△ 3,062,153	6,137,847
	甲賀市	17,137,500	5,116,042	22,253,542
	野洲市	8,600,000	△ 4,657,360	3,942,640
	湖南市	2,800,000	△ 863,344	1,936,656
	高島市	12,858,120	4,483,546	17,341,666
	東近江市	9,259,350	△ 97,704	9,161,646
	米原市	8,493,000	△ 1,301,712	7,191,288
	日野町	2,715,000	165,324	2,880,324
	竜王町	2,868,000	△ 215,200	2,652,800
	愛荘町	7,725,000	△ 838,890	6,886,110
	豊郷町	9,675,000	1,400,194	11,075,194
	多賀町	930,000	△ 703,524	226,476
	計	257,297,470	△ 22,725,535	234,571,935
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	8,800,000	△ 2,569,185	6,230,815
	長浜市	9,800,000	263,546	10,063,546
	近江八幡市	16,700,000	894,804	17,594,804
	米原市	3,500,000	△ 24,733	3,475,267
	多賀町	1,100,000	△ 32,960	1,067,040
	計	39,900,000	△ 1,468,528	38,431,472
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市	500,000	△ 431,096	68,904
	長浜市	5,071,000	△ 108,012	4,962,988
	甲賀市	6,620,400	559,600	7,180,000
	東近江市	1,600,000	12,928	1,612,928
	米原市	1,500,000	△ 125,268	1,374,732
	多賀町	1,200,000	△ 342,264	857,736
	計	16,491,400	△ 434,112	16,057,288
補助都市計画街路事業	大津市	32,940,000	△ 19,841,625	13,098,375
	彦根市	46,666,666	56,666,666	103,333,332
	守山市	33,750,000	61,300,575	95,050,575
	栗東市	128,692,350	23,757,075	152,449,425
	東近江市	35,286,750	2,452,500	37,739,250
	計	277,335,766	124,335,191	401,670,957

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
単独都市計画街路事業	守山市	4,500,000 ^円	△ 4,500,000 ^円	— ^円
	栗東市	7,500,000	4,650,000	12,150,000
	甲賀市	4,500,000	△ 150,000	4,350,000
	計	23,100,000	—	23,100,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成30年10月12日議決の「県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第129号）」の金額を改めようとするものである。